

令和7年 第10回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和7年10月10日（金曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第10回会議議事録

1 開催日時 令和7年10月10日 午後1時30分

2 開催場所 月夜野農村環境改善センター 視聴覚室

3 出席委員 17名

1番委員	櫛渕 武重	2番委員	近藤 民治	3番委員	内海 伸一
4番委員	原澤 辰明	5番委員	原澤 忠告	6番委員	鈴木 初夫
7番委員	鈴木 保雄	8番委員	中島 博恵	10番委員	小室 功
11番委員	村山 正美	12番委員	本多 道長	13番委員	小池 康雄
14番委員	原澤 幸好	15番委員	田村 かつ子	16番委員	田村 隆司
17番委員	櫛渕 春子	18番委員	江口 真利		

4 欠席委員 2名

9番委員 須藤 栄寿 19番委員 森下 かおり

5 議事録署名委員

14番委員 原澤 幸好 15番委員 田村 かつ子

6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名

事務局長 田村 覚生 書記 中山 文弥 書記 泉 雪江

7 会議に附した事件

議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第34号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第35号 農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権の移転）

議案第36号 農地に該当しないことの証明願について

協議事項・報告事項

- (1) 農業経営改善計画の認定について
- (2) 制限除外の農地等異動通知書について

その他

8 会議の成立

農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理中島博恵開会を宣す。

顛 末

議 長 本日の議事録署名委員を指名いたします。
14番原澤幸好委員、15番田村かつ子委員にお願いいたしたく思います。

この方が一応、今、〇〇にお住まいなんで、今後はみなかみ町へ移住するということになりますので、よろしくお願ひしたいということでございます。

申請面積の妥当性ですが、周囲の状況からも適當と思われます。

周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、周辺農地の営農を行う上で支障が発生する見込みはございません。同様に、転用することによって生ずる付近の農地、作物の被害、防除措置についても、想定される被害等はないと思われます。

よろしくご審議お願ひいたします。

以上です。

議長

ご説明、ご報告ありがとうございました。

ただいまのご説明を踏まえて、皆様のほうからのご質疑お受けしたいと思います。

(発言する者なし)

皆様のほうからのご質問ありましたら、お願ひいたします。

(発言する者なし)

なければ、お諮りいたします。

議案第32号、番号2の案件は許可相当としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

では、33号のほうに移させていただいてよろしいでしょうか。

事務局

議案第33号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてなんですかども、こちら、申請者から取下げがありまして、審議する案件がないということで、ご承知いただければなと思います。

議長

はい、分かりました。

じゃ、34号のほうに入らせてもらってよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議案第34号 農用地利用集積等促進計画の要請について、事務局よりご説明がございます。

事務局

5ページをお開きください。

議案第34号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいか決定を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

今回の議案は、令和7年12月1日公告予定の農地利用集積等促進計画となります。

中間管理権が設定される面積は、畳、賃貸借の通年、4,008m²、設定期間は10、合計面積、4,008m²、貸し手は1戸、借り手は1戸でございます。

7ページに詳細がございますので、ご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件に照らし合わせ

たところ、特に問題点は見受けられませんでした。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

このことにつきまして皆さんお聞きしたいことがあつたら、挙手をもつてお願ひいたします。

(発言する者なし)

ないようですので、農地利用集積等促進計画の要請でございますので、これをもつて要請したいということでございます。ご承知おきいただければと思っております。

次に移らせていただきます。

議案第35号 農用地利用集積等促進計画の要請について（借地権の移転）、事務局より説明がございます。

事務局

8ページをお開きください。

議案第35号 農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権の移転。

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいか決定を求める。

別紙記入事件、2件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次朗読説明）

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明の中でお聞きしたいことございましたら、挙手をもつてお願ひいたします。

(発言する者なし)

ないようですので、中間管理機構への要請、そしてこれを進めていきたいということをご承知おきいただければと思います。

続いて、議案第36号 農地に該当しないことの証明願について、事務局より説明がございます。

事務局

19ページをお開きください。

議案第36号 農地に該当しないことの証明願について。

農地法の運用についての規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する農地でないことの判断を求める。

1、別紙に記入、記載のとおり。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次朗読説明）

以上、よろしくお願ひいたします。

議長

ご説明いただきました。

担当地区の委員さんの番号1からご報告を求めると思います。

7番委員

7番、鈴木でございます。

〇〇〇〇さんのこの申請地、ここを行って見てきましたけれども、周りがもう森林化していて、元に戻すような状況ではございません。よろしくお願ひいたします。

そのほかに想定される懸案事項は特に見当たりません。よろしくお願ひいたします。

議長

ご報告いただきました。

皆様のほうからお聞きしたいことございましたら、お願ひいたします。

(発言する者なし)

じゃ、俺のほうからよろしいでしょうか。

〇〇さんは時々議題に上っておられる方ですよね。

7番委員

そうですね。

議長

今まで宅地とかそういうものに変更なされていたんですが、今回は非農地判定ということなんですが、これはあれでしょうか、またそういう趣が全くこれは難しいところですか。その辺いかがでしょう。

7番委員

その辺に関しては、私からは言えないし、確認をしていません。

議長

非農地判定して農地から離れたら、農業委員を離れますので、どういう方向でもなるかと、まあちょっと勘ぐってしまうわけですけれども。その後にといった場合にはどういうふうにでも利用できるわけですから、その辺の兼ね合い、それからもう一つお聞きしたいのが、〇〇〇〇さんというのがいるんですが、これはどういう関係があるか分かりますか。

7番委員

この人も前回……

議長

いや、〇〇さんとは関係ございませんか。

7番委員

〇〇さんとは関係ございません。

議長

はい、分かりました。

では、1点だけ。その後のことは、〇〇さんから、これからどういうふうに利用するか、その辺のことはまだお聞きになっていないの。

7番委員

聞いていません。

議長

その計画性はどうでしょうか。

7番委員

私からはその辺に対して何とも言えないんで。

事務局

ちょっと事務局から、考え方の整理をさせていただきたいんですけれども。

今回の申請者さんが〇〇〇在住ということもあって、日々の農地としての管理ができなかった結果が、現況こういう山林化になっているということである

「 」 ということが、現状あると思うんですけれども。

それに対して、やはり今後も管理ができないというところもあるので、非農地判断の申請があったというふうに認識はしておりますので、その先の利用に関しては、すみません、そこは承知していないんですけれども、今後農地としては管理ができないということで、もう現況、山林化されているということで、非農地判断の願があったということで、受理をして、今、審査させてもらっているという状況です。

皆様のほうから何かございましたら、ご意見いただきたいと思います。

4番委員 4番、原澤です。
先ほど1番で、さっき委員長が2番の件もお話しされたので、ちょっと私も話、聞きたいんですけども。この地番が非常に似通っているんで、これは隣接地になりますか。

事務局 この非農地2って書いてあるところが、〇〇〇〇さんの申請のものです。
それ以外のこの青くラインが引かれているのが、〇〇〇〇さんのものですね。

議長 原澤さん、いかがでしょうか。

4番委員 分かりました。

ほかに皆様のほうからご意見、お聞きしたいことありましたら、お願いいいたします。

3番委員 ちょっと。よく分からないんですけども、これ非農地になると、土地の財政上の問題は雑種地になるんですか、それとも何か他のものにも自由にできるということですか。

事務局 法務局が判断をするというのが大前提あるんですけれども、想定されるものは、自然に山林化しているので、登記地目は山林になるというふうには思ってはいるんですけども、最終的にはやはり法務局の判断、現地を見て判断をされると。

3番委員 じゃ、現状を見てそれぞれのあれに、農政上のそのあれに割り当てられる。

事務局 こちらとしては、もう農地ではないよという判断ということですね。

事務局	委員会として、ここは農地ではないよねと言うのを出すわけです。それをもって本人が、法務局に行って。
3番委員	じゃ、それを登記するときは、今度はある程度自由にできるんですか、申請。
事務局	まあでも現況が、じゃここ宅地ねというわけにはいかないと思うんです。
3番委員	ああ、それはもちろんそうですけれども。
事務局	だから、そこを法務局のほうで判断をするんだと思います。これ、じゃ、山林だねと、雑種地だねとか。 うち的には、会長が言ったように、農地としての扱いではなくなるので、農業委員会としての扱いがなくなってしまいますという話ですよね。
3番委員	農業委員会は、あくまでも農地ではないことだけを認めるという。 分かりました。
議長	それを考えてはないと、本当、俺んちのほうも、今もそのやった人が分からぬですよ、どこへ行ったか分からないんですよ。そういうの、地主さんというか、そっちのほうから相談を受けることは多いですから、ちょっとしつこくやりました。 すみません。ほかに皆様のほうからお聞きしたいことございましたら、お願いいたします。 (発言する者なし) なければ、皆様にお諮りいたします。 36号、番号1の案件は非農地としてよろしいでしょうか。 (「はい」の声) それでは、非農地と承認いたします。 番号2について、担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。
7番委員	7番、鈴木でございます。 これも見たとおりに、周りが山林化していまして、非農地の申請が出てきました。〇〇〇〇さんでございます。 見たとおりに、周りが山林化していて、この人も、〇〇さんも〇〇〇〇のほうに在住していますので、こっちに帰ってくる予定もないって、帰ってきても管理できないということで。よろしくお願いいいたします。
議長	ご報告ありがとうございました。 皆様からご意見、お聞きしたいことありましたらお願いいたします。 (発言する者なし) ないようですので、皆さんにお諮りいたします。 ここにつきましても非農地としてよろしいでしょうか。 (「はい」の声) それでは、非農地として承認いたします。 続いて、番号3のほうの担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

	皆様ご承知おきいただければと思っております。 その他に移ってよろしいでしょうか。 それでは、次第6、その他に移らせていただきます。 委員の皆様から何かご意見がある場合は、挙手をもってお願ひいたします。 (発言する者なし) 事務局のほう、何かご用意がありましたらお願ひいたします。
事務局	ありません。
議長	ないようですので、本日の議事それから報告事項の全てを終了させていただきます。ありがとうございます。
事務局	ありがとうございました。 それでは、次第7閉会を、江口職務代理者様よりお願ひいたします。
閉会	みなかみ町農業委員会職務代理江口眞利閉会を宣す。

〔午後2時10分〕

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する

14番委員

15番委員